

令和5年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験案内



令和5年5月2日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 (089) 912-2826

試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能

愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

◆第1次試験日 令和5年6月18日（日）

◆受付期間 5月8日（月）午前8時30分～5月26日（金）午後5時15分

◆試験会場 松山会場 東京会場 大阪会場

◆新型コロナウイルス感染症等への対応について

新型コロナウイルス感染症の今後の動向によっては、試験の実施方法や試験会場、対応方法を変更する場合があります。愛媛県職員採用情報ホームページや「愛媛県採用試験受験等申込システム」に掲載している最新の情報と「令和5年度愛媛県職員等採用候補者試験における新型コロナウイルス感染症等への対応について」を確認の上、受験してください。

受験申込みは、インターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報ホームページの「愛媛県採用試験受験等申込システム」から受け付けます。



愛媛県職員採用情報
ホームページはこちら

【令和5年度試験の変更点】

技術職について、採用候補者名簿の有効期間を1年から3年に延伸します。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|--------------|--------|--|
| 行政事務 | 43人程度 | 知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。 |
| 学校事務 | 16人程度 | 教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。 |
| 警察事務 | 8人程度 | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。 |
| 警察事務 (情報) | 1人程度 | 警察本部又は警察署に勤務し、その専門的知識を生かして警察事務に従事します。 |

(2) 技術職

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------|--------|--|
| 総合土木 | 14人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。 |
| 建築 | 3人程度 | 知事部局又は教育委員会事務局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。 |
| 農業 | 16人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 畜産 | 3人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 林業 | 7人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。 |

| | | |
|---------|-------|---|
| 水産 | 2人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 電気・電子 | 2人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の固有施設の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 化学 | 4人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 機械 | 1人程度 | 知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、機械工作技術の開発、機械装置の設計、精密測定技術等に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 薬剤師 | 5人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。 |
| 福祉 | 3人程度 | 知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。 |
| 心理 | 2人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。 |
| 児童指導員 | 1人程度 | 知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、入所児等の生活指導の業務に従事します。 |
| 保健師 | 11人程度 | 知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。 |
| 保健師(警察) | 1人程度 | 警察本部又は警察学校に勤務し、職員の健康管理に関する業務に従事します。 |
| 管理栄養士 | 4人程度 | 知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。 |
| 鑑識(化学) | 1人程度 | 警察本部に勤務し、化学に関する鑑識業務に従事します。 |

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 平成元年4月2日から平成14年4月1日（保健師及び保健師（警察）については、平成15年4月1日）までに生まれた者
- イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和6年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者（保健師は除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、福祉、心理、児童指導員、保健師、保健師（警察）及び管理栄養士については、次に該当する者

| 試験区分 | 受験資格 |
|----------------|--|
| 薬剤師 | 薬剤師の免許を有する者又は令和6年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者 |
| 福祉 | 児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和6年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者 |
| 心理 | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和6年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者 |
| 児童指導員 | 児童指導員の資格を有する者又は令和6年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者 |
| 保健師 保健師(警察) | 保健師の免許を有する者又は令和6年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者 |
| 管理栄養士 | 管理栄養士の免許を有する者又は令和6年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者 |

※ 令和5年度愛媛県職員採用候補者（上級）【アピール型】試験に申込みをされた方は、本試験に申込みをすることはできません。

※ 本試験と令和5年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願はできません。

※ 本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

| 区分 | 日時 | 受験地 | 試験会場 | 合格発表 |
|--|---|-----|--|------------------------------------|
| 第1次試験 | 令和5年6月18日(日曜日) | 松山 | いずれかを受験票で指定します。 ・松山大学 文京キャンパス2号館 (松山市文京町4番地2) ・松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) | 6月下旬 合格発表日は第1次試験の日にお知らせします。 |
| | (1)事務職 受付開始 午前8時 着席 午前9時 試験 午前9時～午後3時30分 | | 東京 | |
| | (2)技術職 受付開始 正午 着席 午後1時 試験 午後1時～午後3時30分 | 大阪 | 大阪科学技術センター (大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番4号) | |
| <p>※ 受付時間(午前8時～午前8時45分又は正午～午後0時45分)に遅刻した場合は受験できません。</p> <p>※ 受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けて申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。</p> | | | | |
| 第2次試験 | 7月上旬～8月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | | | 8月中旬 |

※ 合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | | 試験の内容 |
|-------|---------|------|------|---|
| | | 事務職 | 技術職 | |
| 第1次試験 | 教養試験 | 50点 | — | 大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います(択一式50題、解答時間2時間30分)。 |
| | 専門試験 | 40点 | 90点 | 各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います(択一式40題、解答時間2時間)。なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。 |
| 第2次試験 | 口述試験 | 290点 | 290点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。 |
| | 作文試験 | 50点 | 50点 | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います(課題1題、解答時間1時間)。 |
| | 適性検査 | — | — | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |

- (2) 第1次試験合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
令和5年5月8日(月)午前8時30分から5月26日(金)午後5時15分まで
※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月19日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問

い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手續に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月9日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届けば、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和6年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、事務職は名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間、技術職は名簿に記載された日（合格通知書に記載）から3年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師、福祉、心理、児童指導員、保健師、保健師（警察）及び管理栄養士については、(4)に定める時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。ただし、名簿の有効期間内に免許又は資格を取得した場合は、上記(2)の選考対象となります。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試 験 区 分 | | 現 行 給 料 月 額 | |
|---|---------|-----------------|----------|
| 行政事務、学校事務、警察事務、警察事務（情報）、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、機械、福祉、心理、児童指導員 | | 行政職給料表1級29号給 | 192,677円 |
| 薬剤師 | 4年制課程卒業 | 医療職給料表(二)2級5号給 | 198,808円 |
| | 6年制課程卒業 | 医療職給料表(二)2級19号給 | 221,021円 |
| 保健師、保健師（警察） | | 医療職給料表(三)2級15号給 | 222,629円 |
| 管理栄養士 | | 医療職給料表(二)2級5号給 | 198,808円 |
| 鑑識（化学） | | 研究職給料表1級29号給 | 199,914円 |

※ 初任給は、学歴や職歴、免許又は資格の取得状況などに応じて、一定の基準により決定されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。
 ※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。
 ※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

| 開示請求できる人 | 開示内容 | 請求受付期間 | 開示方法 |
|---------------|---|--------------------------|------------------------|
| 第1次試験 不合格者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名） | 第1次試験 合格発表の日 から1週間 | 郵送又は口頭 により開示を 請求 |
| 第2次試験 受試者 | 第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名） | 第2次試験 合格発表の日 から1週間 | |

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表（4関係） 専門試験の出題分野

| 試験区分 | 出題分野 |
|----------------------|---|
| 行政事務 学校事務 警察事務 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係 |
| 警察事務（情報） | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピュータネットワーク |
| 総合土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工 |
| 建築 | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工 |
| 農業 | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般 |
| 畜産 | 家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般 |
| 林業 | 森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学 |
| 水産 | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学 |
| 電気・電子 | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 |
| 化学 鑑識（化学） | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学 |
| 機械 | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作 |
| 薬剤師 | 物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務 |
| 福祉 児童指導員 | 社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査 |
| 心理 | 一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学 |

| | |
|------------------|---|
| 保 健 師 保健師（警察） | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論 |
| 管 理 栄 養 士 | 社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論 |